

経済産業省

平成14・03・25原院第9号
平成14年3月29日

高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の変更時における完成検査について

経済産業省原子力安全・保安院
N I S A - 2 5 1 0 C - 0 2 - 1

原子力安全・保安院は、高圧ガス保安法におけるタンクローリーなどの移動式製造設備の使用の本拠の所在地を管轄する都道府県知事の変更時における完成検査については、下記のとおりであり、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局、各都道府県並びに高圧ガス保安協会に対し通知することとします。

記

標記の件について、規制改革推進3か年計画（平成13年3月30日閣議決定）に「他都道府県からのタンクローリー移籍の場合、保安検査証が有効期間内であっても、移籍先の都道府県において完成検査が求められる。そのような場合は完成検査を簡略化すべきである。」との記載がなされております。

一般高圧ガス保安規則、液化石油ガス保安規則、冷凍保安規則に係る高圧ガス設備の移設については、各規則の別表1備考2に「移設等に係る高圧ガス設備であつて、当該高圧ガス設備の使用の経歴及び保管状態の記録が確認できる場合にあつては、当該使用の経歴及び保管状態の記録の検査をもつて、この表の各号に規定する記録による検査とすることができる。」と規定しているところです。

本規定は製造設備が定置式製造設備である製造施設の場合に限らず製造設備がタンクローリーなどの移動式製造設備である製造施設の場合にも適用されますので、念のためお知らせいたします。